

静岡県における共生社会の構築を推進する
ための特別支援教育の在り方について
－「共生・共育」を目指して－

平成 28 年 4 月
静岡県教育委員会

はじめに

本県における特別支援教育の推進は、平成 17 年 3 月に「静岡県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」が報告した『静岡県における今後の特別支援教育の在り方について－共生・共育を目指して－』に基づいて進められてきました。

ここで示した、静岡県が考える「共生・共育」とは、障害のある子どもと障害のない子どもが、居住する地域社会の中でお互いに支え合いながら生活すること、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うこと、それらを両立することを目指していくものでした。

この報告から 10 年の月日を経る間に、わが国は、平成 18 年 12 月に国連で採択された「障害者権利条約」に平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月には批准書が寄託されました。また、平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行となりました。教育の分野においても、平成 24 年 7 月中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告され、今後の目指す方向性が示されました。

これを踏まえ、「静岡県特別支援教育推進体制」の自立支援協議会学齢部会から提言をいただきながら、特別支援教育推進会議において特別支援教育の総合的な推進を図るとともに、静岡県のインクルーシブ教育システムの在り方を検討してきました。基本的な方向性は継続した上で、特別な支援を必要とする幼児児童生徒を取り巻く社会の状況を把握し、これまでの特別支援教育の取組の実績を振り返り、課題を共有し、次のステップとして何が必要かを協議し、教育委員会に諮ってきました。そして、この先の 10 年を見据え静岡県の特別支援教育の今後の方向性を示すものとして『静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－「共生・共育」を目指して－』を策定しました。

平成 28 年 4 月
静岡県教育委員会

目次

はじめに

第1章 静岡県における特別支援教育の現状

- 1 静岡県における特別支援教育の進展 1
- 2 特別支援教育の現状
 - (1) 特別支援学校の現状 3
 - (2) 特別支援学級の現状 8
 - (3) 通級による指導の現状 9

第2章 特別支援教育の基本的な考え方

- 1 「特別支援教育」とは 11
- 2 静岡県が目指す「特別支援教育」 12

第3章 個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育支援

第1節 各学校段階における特別支援教育

- 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における特別支援教育 16
- 2 小学校・中学校における特別支援教育 19
- 3 高等学校における特別支援教育 23
- 4 特別支援学校における特別支援教育 26

第2節 地域において障害のある子どもを総合的に支援する体制

- 1 地域の支援の在り方 31
- 2 地域の支援システムの構築 32

資料

第1章 静岡県における特別支援教育の現状

1 静岡県における特別支援教育の進展

平成 27 年 5 月 1 日現在、静岡県における義務教育就学児童生徒数は、302,959 人、そのうち特別支援学校小学部及び中学部在籍者は 2,823 人(0.93%)、特別支援学級在籍者数は 4,637 人(1.53%)、通級指導教室で学ぶ児童生徒は 2,391 人(0.79%)、全体で 9,851 人(3.25%)に及びます。(表 1)

表 1 静岡県特別支援教育対象児童生徒の割合(国立、私立を含む。)

(人)

	義務教育就学 全児童生徒数	特別支援教育対象 児童生徒数					障害による就学義務 猶予免除者数 ※2	特別支援学校 高等部生徒数
		特別支援教育対象 児童生徒数	小中学校 特別支援学級 児童生徒数	通級指導教室 児童生徒数 ※1	特別支援学校 小中学部 児童生徒数	訪問教育 児童生徒数		
昭和 54 年	501,923	5,550 (1.11%)	3,604 (0.72%)	—	1,946 (0.39%)	364	93	365
平成 16 年	331,433	5,219 (1.57%)	2,218 (0.67%)	875 (0.26%)	2,126 (0.64%)	126	6	1,260
平成 27 年	302,959 (小 198,150) (中 104,809)	9,851 (3.25%)	4,637 (1.53%)	2,391 (0.79%)	2,823 (0.93%)	154	0	2,004

※ 1 通級指導教室は、平成 5 年度から制度化された。

※ 2 就学義務猶予免除者：障害等により学校に就学することが困難であるため、就学の義務を猶予又は免除されたもの

昭和 54 年 4 月特別支援教育の義務制が施行され、就学義務猶予免除者が減り、訪問教育対象の児童生徒が増加し、昭和 57 年には、450 人ほどが訪問教育という指導形態によって教育が行われていました。現在は、150 人前後の児童生徒が対象となっています。家庭での訪問教育に対し、病院に入院する児童生徒への訪問教育の比率が大きくなってきています。

日本国籍をもつ外国人の就学義務猶予免除者が 30 人前後いる中で、障害を理由とする就学義務猶予免除者は、平成 27 年に初めて 0 人となりました。

(図 1)

図 1 就学義務猶予・免除及び訪問教育児童生徒数の推移

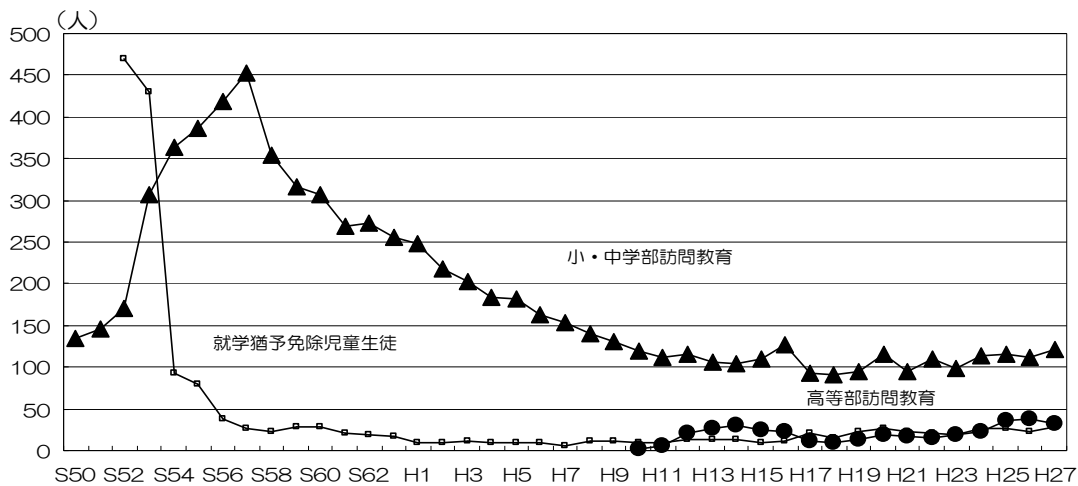
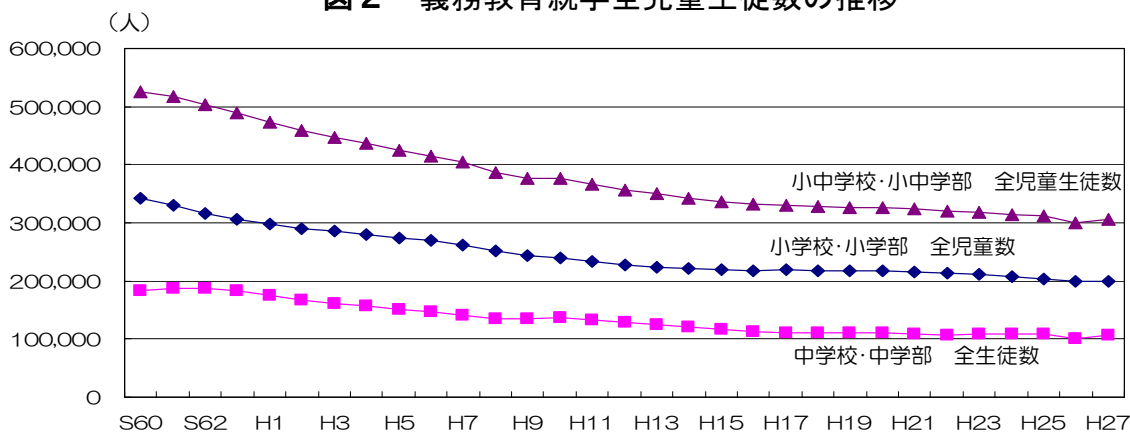


図 2 義務教育就学全児童生徒数の推移



義務教育就学全児童生徒数は昭和 57 年をピークに減り続けています。昭和 54 年と比較し平成 27 年には、約 6 割に減少しています。(表 1、図 2)

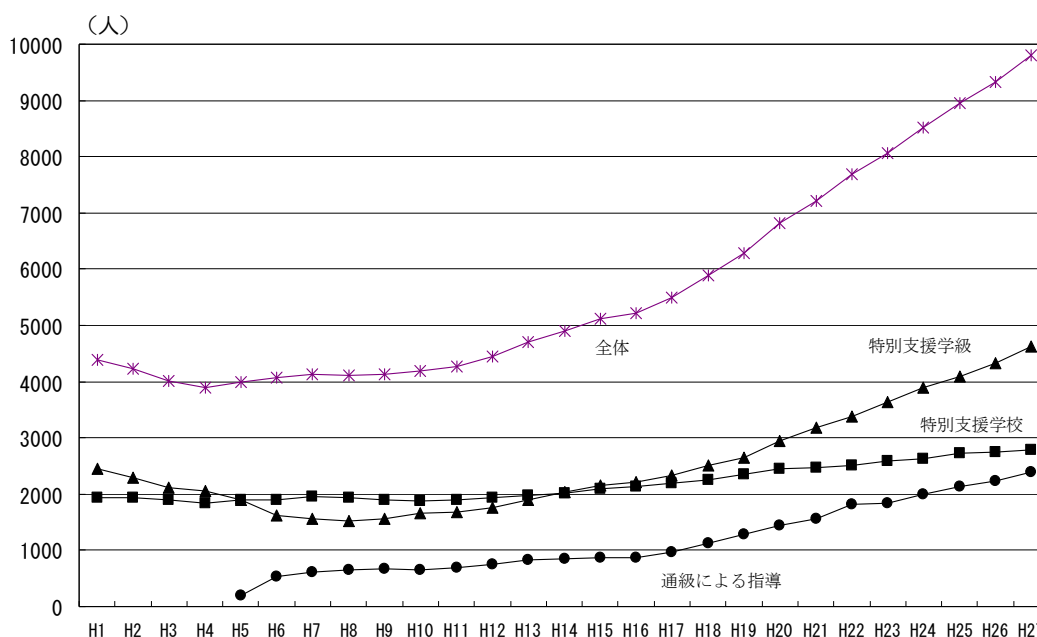
一方、特別支援教育対象児童生徒数については、平成 8 年以後 20 年間増え続けています。平成 21 年に情緒障害特別支援学級が自閉症・情緒障害特別支援学級となり、小・中学校ともにこの学級と知的障害特別支援学級の増加が大きくなっています。

通級指導教室については、平成 5 年の設置以来児童生徒数が増えています。平成 18 年に設置された LD・ADHD・自閉症等の通級指導教室の児童生徒数は、小・中学校ともに他の通級指導教室に比べ増加率が高くなっています。

特別支援学校については、幼児児童生徒数が増え続けています。特に高等

部については、昭和 54 年に 365 人であった生徒数が、平成 10 年の入学希望者に応じた定員の設定を可能として以降増え続け、平成 27 年には専攻科も含め 2,004 人となっています。(図3 表1)

図3 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導を受ける義務教育対象児童生徒数の推移



平成 24 年に文部科学省が調査した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒の 6.5%が「学習面又は行動面で著しい困難を示す」という報告がなされました。同結果では、困難を示す児童生徒は学年が上がるにつれ減少する傾向を示し、中学 3 年生では 3.2%となっています。

幼稚園・保育所・認定こども園等でも、特別な支援を必要とする幼児数が増加し、受け入れている園等が増えてきています。

また、平成 21 年度の文部科学省の調査によると、発達障害の可能性のある生徒は、高等学校に 2.2%在籍しているとされています。

2 特別支援教育の現状

(1) 特別支援学校の現状

平成 27 年 5 月現在、県内には国立大学法人・私立を含め、視覚特別支援学校 3 校、聴覚特別支援学校 3 校、知的障害特別支援学校 26 校(本校 13 校、分校 13 校。26 校の内 12 校には肢体重複学級を設置)、肢体不自由特別支援学校 5 校、病弱特別支援学校 2 校(本校 1 校、分校 1 校)が設置されています。

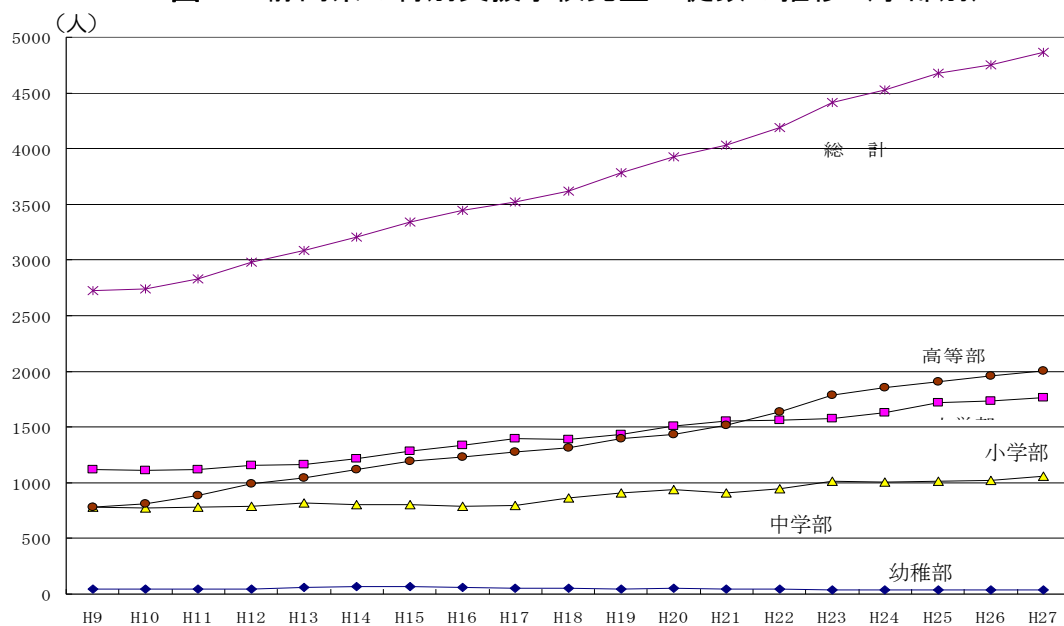
(表 2)

在籍者は、幼稚部(視覚・聴覚特別支援学校)41人、小学部1,768人、中学部1,055人、高等部1,987人、高等部専攻科(視覚・聴覚特別支援学校)17人、計4,868人となります。(図4)

表 2 県内の特別支援学校数 (国立・私立を含む) (校)

	本校	分校	備考
視覚特別支援学校	3		
聴覚特別支援学校	3		
知的障害特別支援学校	5	9	含国立1、分教室1
知肢併置特別支援学校	8	4	
肢体不自由特別支援学校	5		含私立1
病弱特別支援学校	1	1	
計	25	14	計 39

図 4 静岡県の特別支援学校児童生徒数の推移 (学部別)



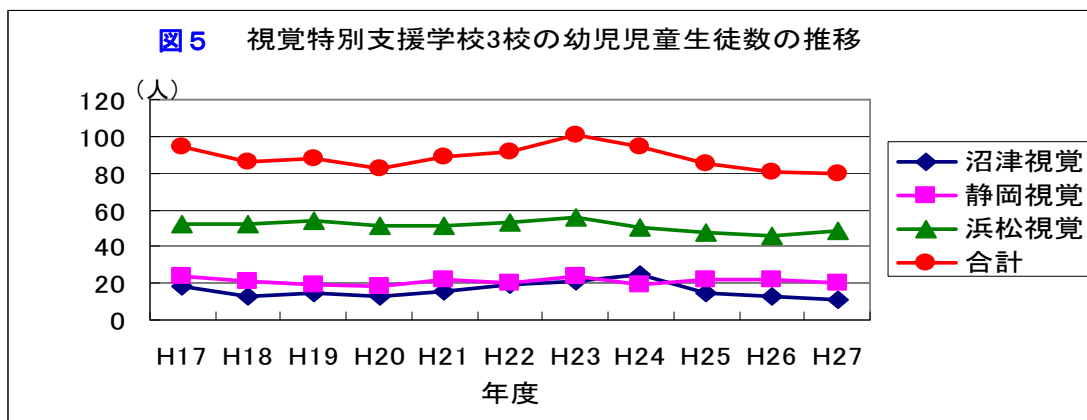
ア 視覚障害教育を行う特別支援学校

在籍者数については、ここ10年間で大きな変動はありません。(図5)各学校・学部共に、少人数化によるきめ細かい指導ができる一方、学習集団の確保が課題となっています。

視覚特別支援学校には、幼稚部が設置されており、早期教育により成果を得ています。乳幼児期からの教育相談と併せて、超早期教育(0歳から2歳児対象)の事業を展開しています。

高等部本科には普通科および中途視覚障害者(中学校卒業者)を対象と

した保健医療科が、高等部専攻科には医療科及び保健医療科が設置され、あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうの職業教育を重視した取組がされています。



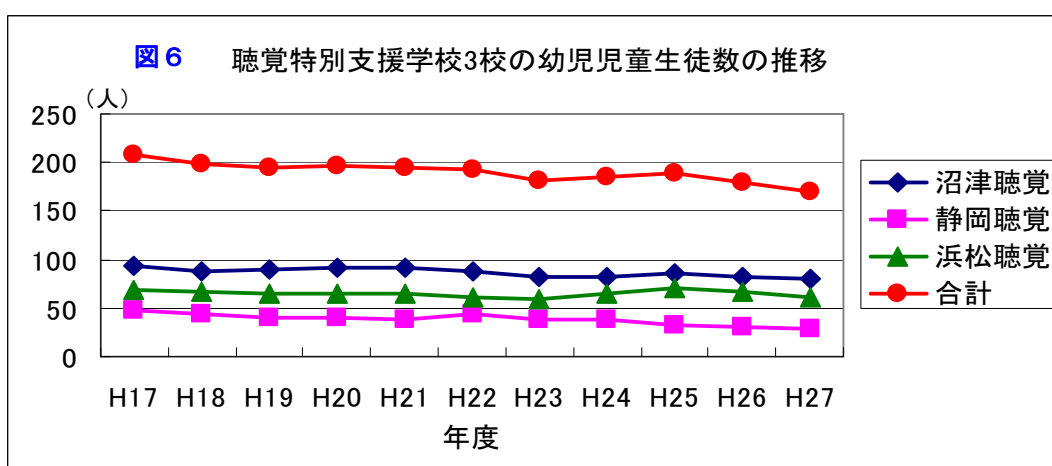
イ 聴覚障害教育を行う特別支援学校

在籍者数については、ここ10年間で大きな変動はありません。(図6)

乳幼児期の対応が重要であることから、0歳から2歳児に対する教育相談の充実が図られています。

人口内耳を装着した聴覚活用が必要な児童生徒や、聴覚活用が困難で手話等を伝達手段としてコミュニケーションをとる児童生徒が在籍しています。今までの指導方法だけでなく、多様なニーズに合わせた指導方法について研究が進められています。

高等部には特進技能科、生産応用科が、高等部専攻科には理容科が設置され、職業教育と大学進学に向けた教育の選択ができるようになっていきます。

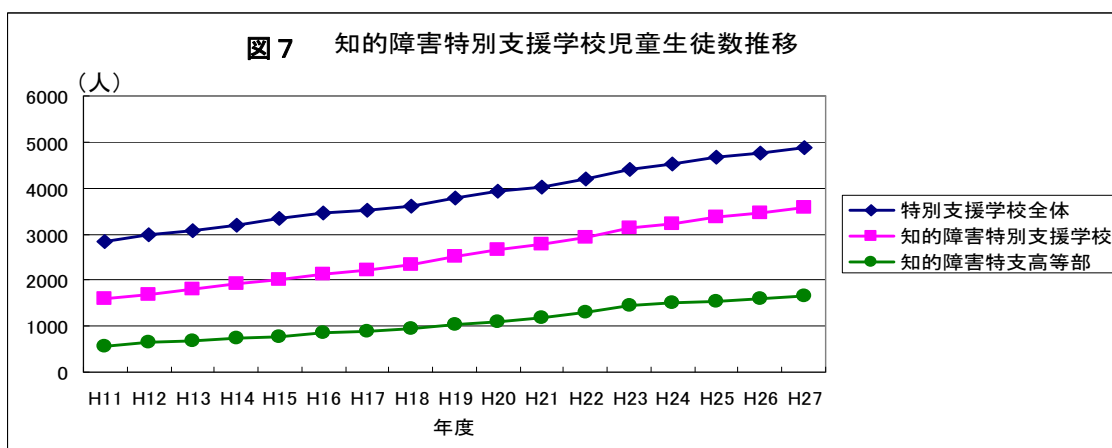


ウ 知的障害教育を行う特別支援学校

平成11年頃から、すべての学部で児童生徒数は増え続けています。

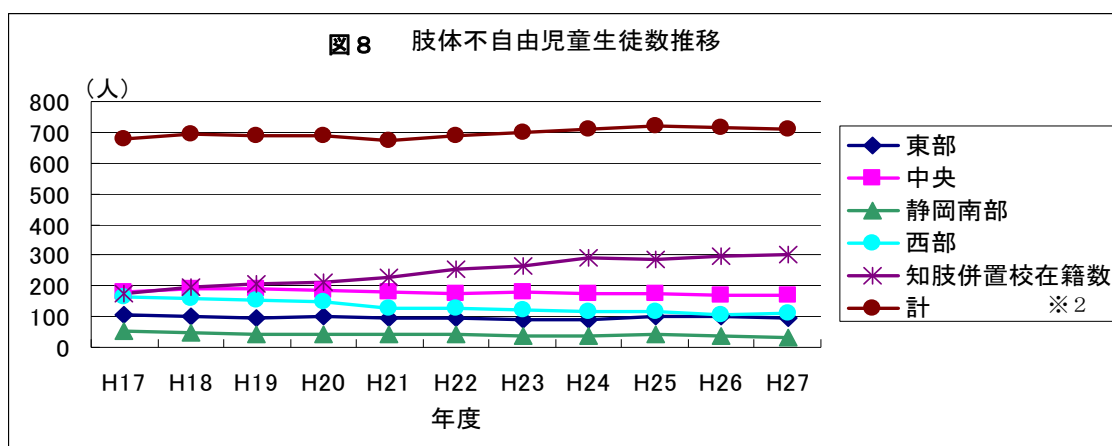
(図7) これは、障害のある児童生徒の特別支援学校での教育への期待が増したことが原因として考えられます。学校の適正な規模と通学負担を軽減する設置が求められています。

高等部では、個々の進路希望の実現を目指し、進路先の開拓や進路学習の充実に力を入れています。特に知的障害の程度が比較的軽度な生徒を主とする高等部分校では、進路先への対応だけでなく、豊かな卒業後の生活の基盤づくりに向けての学習を重視した教育活動が必要とされています。



エ 肢体不自由教育を行う特別支援学校(知的障害教育を行う特別支援学校内の肢体重複学級を含む)

この10年の児童生徒数を比較すると、肢体不自由単独校では児童生徒数が微増していますが、肢体重複学級を設置した知的障害特別支援学校に在籍する肢体不自由児童生徒は増えており、平成27年5月現在で303人と、肢体不自由児童生徒全体の41%を占めています。(図8)

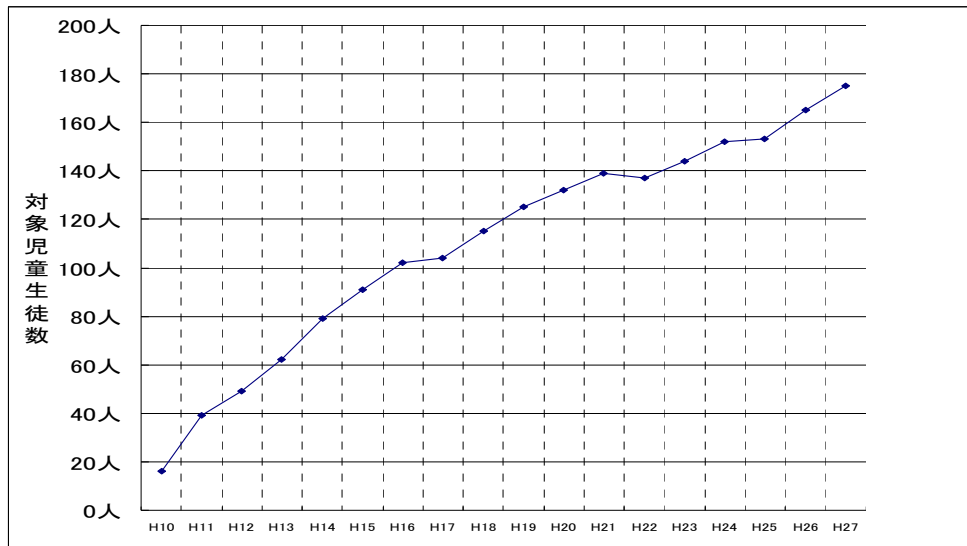


※1 訪問教育を除く

※2 知肢併置の特別支援学校 御殿場、富士、藤枝、吉田、掛川、袋井、浜北、浜名、伊東分校、伊豆下田分校、伊豆高原分校、伊豆松崎分校

医療的ケアの必要な児童生徒数は増えています。(図9) 医療的ケアに対応するため、平成10年度から研究としての取組を開始し、平成17年度からは学校看護師を配置しています。対象児童生徒数の増加に併せて、看護師も平成27年4月時点で47人配置しています。医療機関でない学校という環境の中で医療的ケアが実施されています。

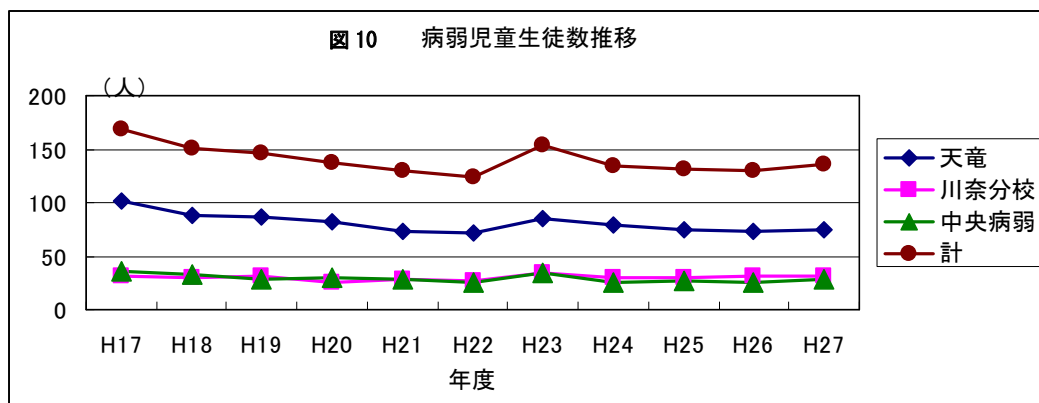
図9 医療的ケア対象児童生徒数の推移



オ 病弱教育を行う特別支援学校

これまで在籍していたぜんそく等の慢性疾患や、てんかんを主障害とする児童生徒に加え、適応障害の児童生徒が在籍するようになりました。適応障害のある児童生徒については、発達障害に起因する場合があります。また、養育環境に起因する児童生徒も増加しています。全体の児童生徒数としてはあまり変動がありません。(図10)

天竜特別支援学校に併設する国立病院機構天竜病院では、発達障害を起因とした適応障害のある児童生徒を、一定期間入院治療し、行動の改善または症状の軽減を図っています。



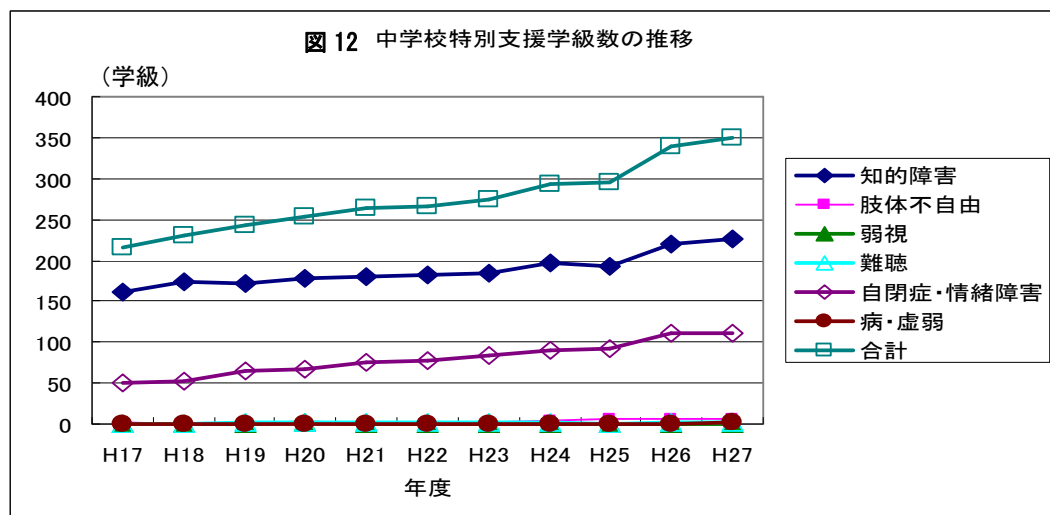
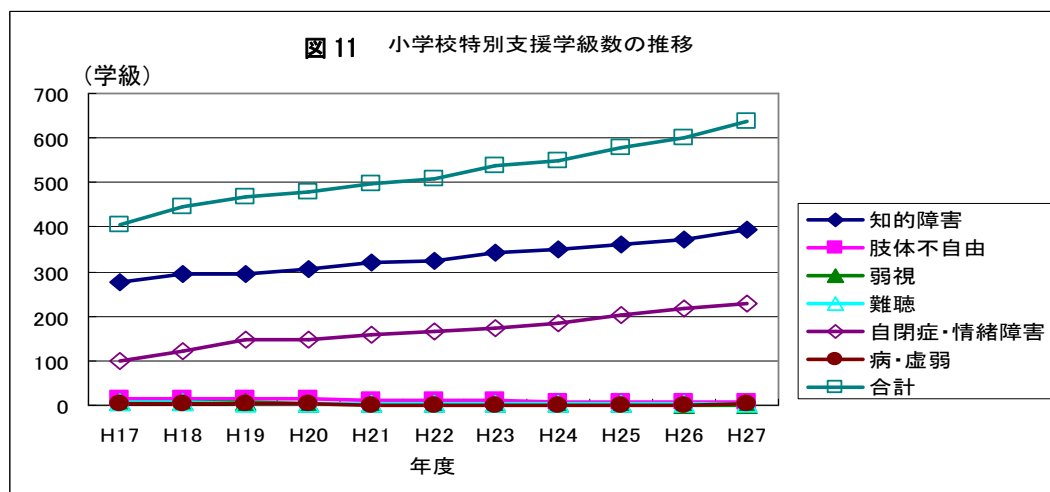
カ 訪問教育

障害が重度で学校に通学することが困難な児童生徒に対して、教員が家庭や医療機関・福祉施設に出向き訪問教育を実施しています。各指導場所において、個々の障害の状態に応じた教育が実施されています。

対象児童生徒数は、あまり変動がありません。(P 2 図1) 施設・病院における訪問教育については、在宅医療を可能とする医学の進歩に伴い、治療の状況が変化してきています。

(2) 特別支援学級の現状

平成 27 年 5 月 1 日現在、小・中学校に 986 学級の特別支援学級が設置され、4,637 人の児童生徒が在籍しています。(P 1 表 1)



知的障害児童生徒を対象とする特別支援学級については、従来から在籍児童生徒数が多く、全体の 7 割弱を占めます。(図 11、図 12) 学習集団を形成するため拠点校方式で設置する地域が多く、通学距離が課題となる場合があります。反面、児童生徒の居住するすべての地域への設置となると、

集団の中での学習効果が得にくくなる場合もあります。今後も地域の状況に応じた設置の在り方について研究をしていく必要があります。

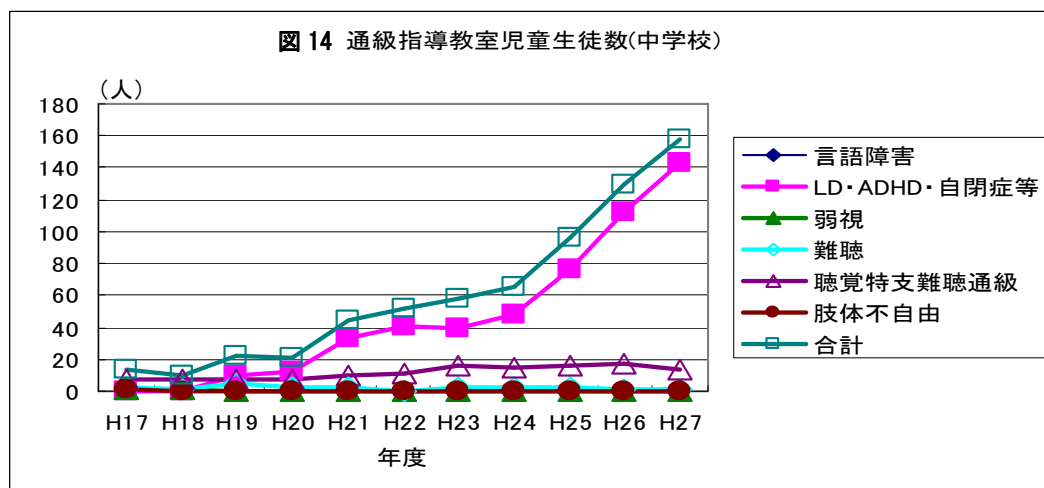
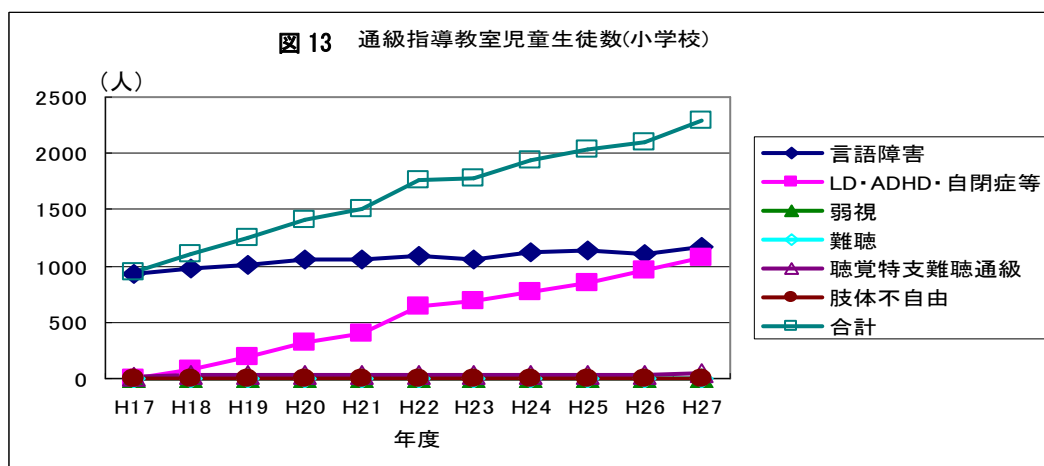
肢体不自由、弱視、難聴の各特別支援学級については、設置の歴史は古いものの学級の設置状況は決して多くありません。

情緒障害特別支援学級については、平成21年2月から、自閉症・情緒障害特別支援学級となり、以後大幅な増加が続き平成27年度は1,437人が在籍しています。(図11、図12) 高等学校への進学を含めた多様な進路を選択できるような、教育内容の工夫や進学に向けた整備が求められています。

病弱・身体虚弱学級は、小・中学校で計3校に設置されています。病院内で、教科指導に対応した指導を行っています。

(3) 通級による指導の現状

平成27年度は、小・中学校の通級指導教室では延べ183校、2,391人の児童生徒が通級による指導を受けています。(P1表1) また聴覚障害教育を行う特別支援学校の通級指導教室では、7教場、58人の児童生徒が通級による指導を受けています。



従来から言語障害の児童生徒を対象にした教室の割合が最も高く、現在も小学校において必要度は変わりません。平成18年にLD・ADHD・自閉症等の通級指導教室が設置されました。以後、対象の児童生徒数は非常に増加しており、平成27年現在、小・中学校で計1,213人が通級しています。多様な学びの場の一つとして、今後も増加が見込まれます。(図13、図14)

難聴の通級指導教室については、小・中学校に設置されているほか、聴覚障害教育を行う特別支援学校3校と松崎教室、中伊豆教室、川根教室、牧之原教室の4教室に開設しています。

第2章 特別支援教育の基本的な考え方

1 「特別支援教育」とは

平成19年4月、改正学校教育法の施行により、すべての学校において特別支援教育を実施することが法律上明確に規定されました。

文部科学省では、「特別支援教育」について以下のとおり規定しています。

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。(平成19年4月1日付け「特別支援教育の推進について」(文部科学省初等中等教育局通知))

特別支援教育は、特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。また、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

平成18年12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」に、平成19年9月に署名し、平成26年1月に批准書を寄託されました。この中で、教育の分野においては、共生社会の形成に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの理念が求められています。

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。(障害者の権利に関する条約第24条)

平成24年7月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告)」では、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築の一層の推進の必要性が報告されました。この報告では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の支援が必要な子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」と示されています。また、就学相談・就学決定の在り方や個に応じた「合理的配慮」(※1)とその基盤となる「基礎的環境整備」(※2)、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等を整備していく必要について述べ

ています。

※1 「合理的配慮」とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。（初等中等教育分科会報告 2012）

※2 「基礎的環境整備」とは

国、都道府県、市町村、及び学校がそれぞれの立場から合理的配慮の基礎となる教育環境の整備を行っており、これらを「基礎的環境整備」としている。「基礎的環境整備」は、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないように留意する必要がある。「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。（初等中等教育分科会報告 2012）

2 静岡県が目指す「特別支援教育」

障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として、地域で学び、自立を見据えた生活を送ることは大切なことです。静岡県は、これまで実施してきた「心のユニバーサルデザイン」の視点に立つ「共生・共育」に向けた特別支援教育を推進し、社会全体に広げていくことで、共生社会の形成を目指します。

「共生・共育」を実現するために、

- ① 支援体制の整備
- ② 多様な学びの場の環境整備
- ③ 個に応じた指導の充実
- ④ 学校間の連携と「交流及び共同学習」
- ⑤ 関係機関との連携と外部人材の活用
- ⑥ 専門性の向上

の6つの視点から各学校段階の支援を充実させ、乳幼児期から生涯にわたる一貫した総合的な地域の支援システムとの連携を強化していきます。

本県の特別支援教育は、平成17年3月に静岡県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会が報告した「静岡県における今後の特別支援教育の在り方―共生・共育を目指して―」に基づいて推進されてきました。

この中で「共生・共育」とは、『心のユニバーサルデザイン』の視点に立ち、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、居住する地域社会の中で、共に生活し支え合い育つとともに、個に応じた適切な教育を受けられることを目指すこと」とあります。

本県で推進してきた「共生・共育」の理念は、文部科学省が示している「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の基本的な考え方と合致する考え方といえます。そこで、この「共生・共育」の理念を継続しつつ、今後の課題や取組について整理し、質的な充実を図っていくことが、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育」を推進していくことにつながると考えます。本県では、「共生・共育」に向けた特別支援教育を学校教育に根付かせ、さらに社会全体に広げていくことで、共生社会の形成を目指します。

【心のユニバーサルデザイン】

ユニバーサルデザインは、すべての人のためのデザインです。まちづくりやものづくりを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方です。

お互いを認め思いやることが、心のユニバーサルデザインを実現していくこととなります。こうした「心のユニバーサルデザイン」を社会全体で育てていくことが大切です。

【共生・共育】

静岡県が目指す心のユニバーサルデザインの視点に立った考え方で、「障害のある幼児児童生徒も障害のない幼児児童生徒も、居住する地域社会の中で、共に支え合い育つとともに、個の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う」ことを目指しています。

「共生・共育」を目指す基本的な考え方の下、本県においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育の理解促進のための校内研修等、特別支援教育の体制を整備し、地域の関係機関との連携を図りながら個に応じた指導を実践してきました。しかし、学校種や地域により取組状況に差が見られます。今後は、それぞれの課題を解決できるような体制を整え、さらに一人一人の教

育的ニーズに応じた適切な支援・指導を実施していくことが求められています。

本県のこれまでの取組を、平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（文科省中央教育審議会初等中等教育分科会報告）で示された、

「就学相談・就学先決定の在り方について」

「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」

「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」

「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」

の4つの内容を踏まえ、整理しました。

その中で、各学校段階が校内体制の整備をより一層推進するとともに、幼児児童生徒の多様化に対応した学びの場の質の向上を図ること、合理的配慮を踏まえ個々の教育的ニーズに応じた指導を充実させること、また各学校が学校同士や関係機関、必要な外部人材等を活用していくこと、特別支援教育について学校全体の専門性を高めることが課題であると共通理解し、以下の6つの視点が重要であるとおさえました。

- ① 支援体制の整備
- ② 多様な学びの場の環境整備
- ③ 個に応じた指導の充実
- ④ 学校間の連携と「交流及び共同学習」
- ⑤ 関係機関との連携と外部人材の活用
- ⑥ 専門性の向上

この6つの視点はそれぞれが独立したものではなく、相互に関連し合いながら「共生・共育」が推進されるものと考え、静岡県は、この6つの視点に沿った各学校段階の支援・指導の充実と連携の強化を図ります。

<6つの視点と主な内容>

	視 点	主 な 内 容
1	支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 校内委員会の位置付け、業務内容・ 特別支援教育コーディネーターの役割・ 特別支援学校のセンター的機能
2	多様な学びの場の環境整備	<ul style="list-style-type: none">・ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常学級それぞれの整備(施設・設備、教材の確保、支援者の確保)・ 適切な就学支援・ ユニバーサルデザイン化された学級経営

3	個に応じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」の作成・活用 ・ 個に応じた教育課程の編成 ・ 専門性のある指導体制 ・ キャリア教育、進路指導
4	学校間の連携と「交流及び共同学習」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横の連携、縦の接続 ・ 「交流及び共同学習」（学校内、学校間、居住地） ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用
5	関係機関との連携と外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携 ・ 外部専門家の活用（個別の支援、教職員の研修）
6	専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の専門性に関する方針・対象・内容 ・ 専門性を確保するための研修 ・ 専門性のある職員の人事的配慮

「共生・共育」をより推進するためには、学校教育における6つの視点からの取組を充実させると同時に、市町における乳幼児期から生涯を通じての一貫した総合的な支援体制が重要となります。学校教育が地域の支援システムに参画し、障害のある人もない人も自ら選択・決定し活動に参加できる共生社会を作ることに寄与する取組を推進します。

第3章 個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育支援

第1節 各学校段階における特別支援教育

1 幼稚園・保育所・認定こども園等における特別支援教育

支援体制の整備

幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「各園等」という。）は、特別な支援を必要とする幼児に対して適切な援助ができるよう、特別支援教育の推進役となる教職員等を指名し、幼児の発達に適した指導方法や環境を工夫改善したり、関係機関との連携を図ったりして、支援体制を整備する必要があります。

多様な学びの場の環境整備

一人一人に合った、多様で柔軟な学びの環境を整えることが大切です。

個に応じた指導の充実

特別な支援を必要とする幼児の状態等に応じた「個別の指導計画」等を作成し、それに基づいて計画的、組織的な指導の工夫改善を図る必要があります。

小学校へのスムーズな接続

適切な就学支援及び幼児期から学齢期への移行時に、情報の引継ぎを確実にしていくことが求められます。

地域の関係機関との連携

地域の関係機関と連携した支援を実施していくことが重要です。市町は、幼児期における地域の支援システムを構築し、充実させる役割を担っています。併せて、専門的な職員が各園等を巡回し、個々の幼児の状態に応じて相談業務を行ったり、専門家チームを設置して指導・助言をしたりすることが重要です。

専門性の向上

全ての教職員等が特別支援教育に対する理解を深め、幼児の実態把握や指導の方法について専門性を磨くことが必要です。また、特別支援学校のセンター的機能の活用や、地域の支援システムの体制整備、及び関係機関との連携・協働の方法について学ぶ必要があります。

(1) 支援体制の整備

幼児期から義務教育就学までの段階は、子どもの成長にとって大変重要な時期にあります。特別な支援を必要とする幼児に対し、個に応じた適切な援助ができるよう、幼児の発達段階や障害の特性を踏まえた指導方法や環境を工夫改善する必要があります。また、各園等で特別支援教育の推進役となる教職員等を指名したり、保健、医療、福祉、教育等、関係機関との連携を図ったりするなど、支援体制を整備する必要があります。

(2) 多様な学びの場の環境整備

市町においては、「ことばの教室」等を設置し、就学前の発達支援を行っています。また、障害の状況や支援のニーズから、早期療育施設等との並行通園等も行われています。このように、関係機関が連携した多様な学びの場の環境整備が必要となります。

各園等においても、特別な支援を必要とする幼児の指導に当たって、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、発達段階に応じて幼児同士が関わり発達することができる環境を構成することが大切です。

(3) 個に応じた指導の充実

各園等では特別支援教育の推進役となる教職員が中心となって、特別な支援が必要な幼児に対し、実態把握や支援方法について共通理解を図り、「個別の指導計画」等の作成をすることが必要です。そして、組織的、計画的に「個別の指導計画」等を活用していくことが、幼児の支援・指導を充実させていきます。その際、乳児期からの記録が載っている相談支援ファイルを活用していくことが効果的です。

(4) 小学校へのスムーズな接続

各園等から小学校へのスムーズな移行は、その後の学校生活の支援を方向付けるために大変重要であることから、市町においては、就学支援に際して、担任のほか園長や特別支援教育を推進する教職員等の積極的な関わりが必要です。また、「個別の教育支援計画」等を基に就学前後に連絡会を開催するなど、幼児期から学齢期への移行支援として、各園等と小学校が十分な情報共有ができる仕組みを整えることが必要です。

(5) 地域の関係機関との連携

0歳児からの乳幼児期においては、その療育を支える保護者に対して、

適切な支援を行うことが非常に重要です。各園等においては保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、保護者に対して適切な指導・助言ができる仕組みを作り、市町は教職員等対象の相談支援の研修会等を行い、県は各市町の体制の構築を支援する必要があります。

保健機関における各種健康診断は、早期における障害の発見や経過の把握の場として重要な役割を果たすものです。就園前までの個々の生育や発達状況を各園等が正しく把握し、必要な支援ができるようにするためには、保健機関と各園等との連携が大事になります。

県立特別支援学校においては、視覚障害教育を行う特別支援学校及び聴覚障害教育を行う特別支援学校において幼稚部を設置し、0歳児からの教育相談を実施しています。障害のある乳幼児にとって、このような早期からの保健、医療、福祉、教育等が連携した取組が重要です。

(6) 専門性の向上

各園等においては、園内研修を充実させ、幼児一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の方法、及び「ユニバーサルデザイン」の考え方や「共生・共育」の意義を理解し、各園等全体で教職員等の特別支援教育に関する専門性の向上に努めていく必要があります。そして、地域の支援システムや特別支援学校のセンター的機能を活用し、関係機関と連携・協働する取組を進めます。

市町は、特別支援教育に関する学習会や研修会を企画運営し、より多くの教職員が研修に参加できるような体制づくりに努めます。

静岡県幼児教育センターにおいては、各園等の全教職員等を対象とした、特別支援教育の基礎的な知識・技能の向上をねらいとする研修を行います。

2 小学校・中学校における特別支援教育

支援体制の充実

多面的・多角的な指導や支援を可能にするため、特別支援教育コーディネーターを中心として、生徒指導の機能を併せ持つ校内委員会等を実施したり、関係機関を交えた市町就学支援委員会等を開催したりするなど、組織的な支援体制の充実を図る必要があります。

多様な学び場の整備

通常の学級に加え、特別支援学級、通級指導教室等、多様な学び場を設置するなど、教育環境を整備する必要があります。

教育内容、指導方法の充実

将来の自立と社会参加を見据え、長期的な視野にたって、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、個々の教育的ニーズに応じた教育内容、指導方法を充実させることが必要です。そのために、学校を支援する地域組織との連携など、地域に関わられた学校運営を推進することも大切です。

また、キャリア教育を一層推進するとともに、中学卒業後の進路については、早い段階から情報を収集し、本人及び保護者と十分話し合っただけで決定していくことが望まれます。

学校間の連携と「交流及び共同学習」の推進

これまでの指導や支援を引き継ぎ、一貫した教育を行うため、校種間で、「個別の教育支援計画」における情報共有や「個別の指導計画」による指導・支援方法等の共通理解が確実に行われる仕組みを整備する必要があります。

また、「共生・共育」の理念のもと、学校間、学級間における「交流及び共同学習」を一層推進することが大切です。

関係機関との連携と外部人材の活用

個人に必要なとされる合理的配慮を提供するため、医療、福祉等の関係機関と連携したり、専門性の高い外部人材と協働で、指導や支援を進めることを検討したりすることが重要になります。

教職員の専門性の向上

特別支援教育に関わる全ての教職員の専門性を向上させるため研修の充実を図ります。また、特別支援学校教諭免許状等の取得を促進したり、高い専門性をもつ教員を適切に配置したりする工夫も欠かせません。

(1) 支援体制の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに的確に応えるためには、多面的・多角的に指導や支援を行うことが重要です。

そのため、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に生徒指導主事・主任、養護教諭等と連携し、生徒指導面からも方策を考えるなど校内委員会の機能を高め、組織的な支援体制を整える必要があります。特に、中学校においては、思春期を迎える発達の段階にあること、支援内容が複雑になることなどを考慮し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制や安心できる居場所づくりの一層の充実を図っていくことが求められます。

特別支援教育コーディネーターは、組織的な支援体制構築のため、関係する担当や機関をつなぐ役割だけでなく、学級担任と共に、本人や保護者と計画的・継続的に話し合い、適切な学びの場を選択したり、指導や支援の方向性を決めたりするスーパーバイザーとしての役割も求められます。そのため、コーディネーターとしての専門性や資質の向上を図るとともに、指導に必要な情報を把握するため、他の学校や関係機関と協力しながら地域の支援体制に関わることも重要です。

各市町教育委員会においては、就学支援について、本人や保護者の心情に寄り添いながら、教育、医療、福祉等、様々な観点から、最も適切な学びの場を決定することができるように市町就学支援委員会の機能を高めていく必要があります。そのため、保護者などに対する相談体制を充実させたり、医療、福祉などの関係機関や各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、障害の程度や生活状況についての情報交換を定期的に行ったりすることが求められます。

(2) 多様な学びの場の整備

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導支援を行うことができる多様な学びの場を用意する必要があります。学びの場は、将来自分たちの地域で自立して生活していくためにも、児童生徒が居住する地域で学ぶことができるよう用意することが理想ですが、地域によっては、必ずしも複数の学びの場を用意できるとは限りません。特別支援学級や通級指導教室については、市町教育委員会が、児童生徒及び保護者の願い、児童生徒の実態、教室の確保、教材の整備、学習集団の確保、専門性のある教職員の配置、地域の実態等といった様々な観点を踏まえ、長期的な計画を策定し、総合的に判断して効果的に開設又は運営することが大切になります。

さらに、特別支援学級はもとより、通常の学級に在籍する特別な支援を

必要とする児童生徒が、必要な指導や支援を受けられるよう支援員を適切に配置することも必要です。

(3) 教育内容、指導方法の充実

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、将来の自立と社会参加を見据え、長期的な視野にたって、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、個々の教育的ニーズに応じた教育内容、指導方法の充実を図ることが必要です。

特別支援学級や通級指導教室においては、障害の特性と発達段階に応じて教育課程を編成したり、学習内容を選択したりしていくことが重要です。さらに、個々の学びを保障するため、学習環境や学習形態を工夫することも大切です。

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の教育内容、指導方法を充実させるためには、これまで特別支援学級・通級指導教室において蓄積してきた専門的な知識や経験を広く生かし、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、どの子どもにも分かりやすい教室環境の整備や授業実践を積み重ねることが求められます。

また、地域ボランティア等と協力し、学校の教育課程内外で、個に応じた学習支援、生活支援をしていくことも重要です。そのため、PTAや学校支援地域本部、学校運営協議会等、学校を支援する地域組織と連携し、地域に開かれた学校運営を推進することが大切です。

将来の自立と社会参加に向けては、小学校段階から、キャリア教育を一層推進していくことが重要です。特に、特別支援学級においては、本人の障害に対する理解が社会参加に向けて大きな影響をもたらすため、本人と保護者への丁寧な助言と指導を継続していくことが大切です。また、中学卒業後の進路選択に当たっては、十分な情報収集を行い、本人や保護者と早い段階から話し合いを重ねて、決定していくことが望まれます。

(4) 学校間の連携と「交流及び共同学習」の推進

これまでの指導や支援を引き継ぎ、一貫した教育や系統性のある指導、支援を行うために、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の間で、「個別の教育支援計画」等における情報共有が確実に行われる仕組みを整備する必要があります。また、支援体制や相談体制の整備や指導方法等においても、地域内の学校間で共通理解をしたり、特別支援学校のセンター的機能を活用したりして、一層の充実を図っていくことが求められます。

また、特別支援学級と通常の学級といった学級を単位としたもの、特別

支援学校と小・中学校といった学校を単位としたものと形態は様々ですが、「交流及び共同学習」の一層の推進も大切です。「交流及び共同学習」を行う場合は、障害のある人も障害のない人も同じ場で学ぶという「共生・共育」の理念を大切にしようとする態度を養うとともに、それぞれの児童生徒が、学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら、生きる力を身に付けていくことができるよう授業内容や授業時間数等は、「個別の指導計画」に基づき、適切に柔軟に定めることが重要です。

(5) 関係機関との連携と外部人材の活用

個々に必要とされる合理的配慮を提供するためには、より高度な専門的知識や技能が必要とされます。関わる教職員の専門性を高めるとともに、医療、福祉等、関係機関と連携したり、看護師、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士等、外部の専門家と協働で児童生徒の指導や支援を行うことを検討したりすることが重要になります。

(6) 教職員の専門性の向上

管理職をはじめとして、特別支援学級担任、通級指導教室の担当者、通常の学級担任、支援員等、それぞれに必要な研修の充実を図り、教職員の資質や専門性の向上に努めます。

また、専門性の習得の一環として、特別支援学校教諭免許状の取得を促したり、免許を所有している教員や特別支援学校との研修交流によって専門性を身に付けた教員、特別支援学級等の経験や専門的な研修を受けてきた教員を適切に配置したりする工夫も欠かせません。

3 高等学校における特別支援教育

校内の支援体制の整備

発達障害や情緒障害のある特別な支援を必要としている生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、全校体制で生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、校内の支援体制の整備を推進します。

多様な学びの場の環境整備

特別な支援を必要とする生徒に対して、特別な教育課程としての高等学校における通級指導教室の設置について、研究を進めます。

個に応じた指導の充実

一人一人の特性に配慮した適切な支援・指導を行うため、「個別の指導計画」を作成し、授業内容の工夫や、社会参加や自立を目指した進路指導の充実を図ります。

異校種間の連携と「交流及び共同学習」

高等学校の特別な支援を必要とする生徒に対し、受検時や入学後の支援を充実させるために、中学校からの情報の引継ぎを確実にしていくことが重要であることから、異校種間の連携の一層の充実を図ります。

関係機関との連携と外部人材の活用

発達障害だけでなく多様な障害への対応の必要性を踏まえ、医療、福祉、労働の関係機関との連携をとり、臨床心理士などの外部の専門家を活用し、支援の充実を図ります。

特別支援教育の専門性の向上

特別支援教育コーディネーターを含め全教職員の特別支援教育に関する専門性を向上するための研修体制の構築と、人事的な配慮を推進します。

(1) 支援体制の整備

特別な支援が必要な生徒について適切な支援・指導をしていくためには、校長のリーダーシップの下、学校全体としてチームで取り組む組織力を向上させ、校内支援体制を充実させることが重要です。現在公立高等学校では、すべての学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの

指名がされていますが、今後はその具体的な取組の充実が求められています。専門的な助言ができる特別支援教育コーディネーターの育成と校内組織への位置付けが重要となります。

また、平成 20 年度より、県内を 7 地区に分け、拠点校が中心となり、特別支援教育に関する研修や体制整備における情報交換を実施する「特別支援教育地区研究協議会」を開催してきました。地区内の高等学校間のネットワークをさらに充実させるため、特別支援学校間のネットワークや特別支援学校のセンター的機能を活用していくことが有効です。

(2) 多様な学びの場の環境整備

文部科学省においては、高等学校における通級指導教室の設置について検討しています。静岡県は、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間、文部科学省委託事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」に取り組んでいます。通信制の機能を生かし、通級指導教室に類する形態によるソーシャルスキルトレーニングの指導を行っています。今後、本研究の成果を受けて、必要な支援・指導体制について研究していきます。

(3) 個に応じた指導の充実

特別な支援を必要としている生徒に対し、「個別の指導計画」を作成することは、課題を明確化し、適切な支援・指導を行う上で大変重要な要素です。「個別の指導計画」は、指導者間の支援方法の共通理解につながり、学校全体、教育活動全体で生徒に対応する力となります。

障害のある生徒の支援・指導については、今後も、生徒のより深い理解と支援・指導の充実の観点から、生徒指導主事と特別支援教育コーディネーターが十分に連携をし、特別支援教育についての理解を一層深めることが重要です。

県教育委員会は関係部局と連携し、特別な支援が必要な生徒の自立と社会参加の促進に努めます。学校においては、卒業後の社会参加を見据えて、進学や就労への意欲、知識、態度について幅広く丁寧な支援・指導を実施することが求められます。

(4) 異校種間の連携と「交流及び共同学習」

高等学校において多様な障害のある生徒の入学選抜への志願が見込まれる中、県は、受検時における留意点や入学後に可能な支援の体制について研究していきます。中学校からの情報の引継ぎを確実に行うだけでな

く、就職先や進学先へと円滑に引き継いでいくための手段として「個別の教育支援計画」を位置付け、連続性のある支援・指導体制の充実に努めます。

高等学校における特別支援教育の推進に欠かせない「共生・共育」の理念を理解するためには、高等学校の所在地域における特別支援学校との「交流及び共同学習」を活用することも有効です。高等学校内に設置した特別支援学校高等部（知的障害）分校においては、日常的な交流を通し、「共生・共育」の意識が育まれていることが報告されています。今後も学校生活において、「共生社会」の形成に貢献する人づくりに努めていきます。

(5) 関係機関との連携と外部人材の活用

各学校の特別支援教育コーディネーターは、個別の支援の充実に向け、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図ることが重要です。その基盤を作るために、特別支援学校のセンター的機能の活用や地域に設置されている関係機関との連携による支援システム（自立支援協議会）への特別支援教育コーディネーター等の積極的な参加を促進していきます。

高等学校において、より効果的な支援・指導を進めていくために、学校支援心理アドバイザーを引き続き拠点校に配置します。また、臨床心理士等と連携した相談支援の体制の整備に努めます。

(6) 特別支援教育の専門性の向上

高等学校（定時制・通信制を含む）に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して適切な支援・指導を行うために、すべての教職員に対して特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力が求められています。校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修を、私立高校等と連携を図りながら実施していきます。また、特別支援学校との人事交流を通じた特別支援学校教諭免許状を所有している教員の高等学校への配置や、高等学校の教員の特別支援学校への異動など、人事面について引き続き配慮していきます。

公立だけでなく私立の高等学校の特別支援教育の専門性が高まることは、在籍する生徒の学習指導・生活指導・進路指導の充実が図られるだけでなく、高等学校への進学を希望する生徒の進路選択の幅を広げることにつながると考えます。

4 特別支援学校における特別支援教育

校内の支援体制の整備と特別支援学校のセンター的機能

個々の幼児児童生徒の実態に応じて効果的な支援・指導が実施できるよう、校内組織や関係支援機関を含めた支援会議等の体制整備を一層推進します。

これまで蓄積してきた教育上の経験やノウハウを生かし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の推進を支援するとともに、学校間のネットワークの強化に努め、センター的役割を果たします。

また、3ブロック（東・中・西部）に分かれた特別支援学校間ネットワークの中で、障害の種別を越えた地域支援を進めます。

特別支援学校の適正な規模と配置

特別支援学校に対する教育的ニーズの増大に伴う学校の大規模化、施設の狭隘化、遠距離通学等の通学負担などの課題に対応するため、長期的視点から計画的に施設整備を進めていきます。

個に応じた教育内容の充実

障害の重複化、多様化に対応するため、障害の特性、発達段階等に応じた専門的な教育活動を充実させ、幼児児童生徒の自立と社会参加の実現に向けた取組を推進していきます。

「交流及び共同学習」の推進

静岡県の特別支援教育においては、「共生社会」の醸成をめざし「共生・共育」を一層推進することが求められています。その一つの取組が「交流及び共同学習」です。より組織的、計画的に、また効果的に実施していくために、たとえば居住する地域の小・中学校に特別支援学校等に通う児童生徒の「副次的な籍」を置くなど、その実効的な体制づくりを検討します。

地域の支援システム（地域自立支援協議会等）への参画

各市町が組織する支援体制の構成員として積極的に参画するとともに、地域の支援システム（地域自立支援協議会等）の構築に寄与します。

教職員の専門性の向上

教職員の資質向上のため、外部専門家と連携し、校内研修や研究の充実に努めます。また、専門性の高い教員の適切な配置や特別支援学校教諭免許状取得率の向上に努めます。

(1) 校内の支援体制の整備と特別支援学校のセンター的機能

特別支援教育を支えるのは、一人一人の幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握する教職員の意識と専門性です。

支援に当たっては、学校全体での組織的な取組みが欠かせません。支援会議の開催を通して関係支援機関との調整や外部専門家との連携を図るなど、支援や指導の質を高めていくための体制を整備していきます。

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた教育上の経験や情報を生かし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、各学校に対し必要な支援を行っています。引き続き、校内体制の整備、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成・活用、具体的な相談支援・指導支援等、各学校における特別支援教育の推進を支援します。

幼児児童生徒の支援・指導において、必要な情報や教育資源を効果的に活用するためには、関係機関を含めた支援ネットワークが重要であり、特別支援学校は、このネットワークの強化に努めます。

また、県内3ブロック（東・中・西部）での特別支援学校間ネットワークを活用し、就学前の相談支援、視覚障害・聴覚障害における乳幼児期からの早期教育・相談支援、聴覚障害児童生徒の通級による指導等、引き続き必要な支援を実施します。

(2) 特別支援学校の適正な規模と配置

特別支援学校に対する教育的ニーズの増大により児童生徒数が増加し、学校の大規模化、施設の狭隘化が進んでいます。また、遠距離のため通学に長時間を要し、その負担の軽減が必要な地域もあります。

小学校や高等学校内に分校を設置することで、「共生・共育」の推進やセンター的機能を発揮できるといった双方にとってよい影響を与えている状況もあります。

このような状況に対し、「静岡県立特別支援学校施設整備計画」を策定し、本校を新設するほか、小学校・高等学校の中の分校の設置等を実施してきました。今後も「静岡県立特別支援学校施設整備計画」の策定・見直しを行い、必要な教育環境の整備に努めます。

(3) 個に応じた教育内容の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の種類や程度は多様で、その教育的ニーズも様々です。これらの状況を踏まえ、また次期学習指導要領の改訂を視野に入れながら、一層個々の教育的ニーズに応じた活動が開けるようそれぞれの教育活動を検証しながら授業の充実に努めます。

また、高等部卒業後の進路については、民間企業、福祉就労機関、生活支援機関、医療等と幅広いニーズと多様な対応が必要であり、社会参加と自立を意識した、小学部・中学部・高等部と発達段階に応じた一貫したキャリア教育を進めます。

知的障害のある児童生徒は、自閉症をはじめとする様々な障害特性を有しています。授業研究や各種研修を通して、より障害の特性や程度に応じた教育活動・教育環境の整備に努めます。

特に、知的障害の程度が比較的軽度な生徒が在籍する高等部の分校においては、これまで卒業後の就労を目的とした教育課程を編成し、成果を上げてきました。卒業後の自立した社会生活の実現を目指し、幅広い職業観や人生観の育成、社会の仕組みやルールの理解など、さまざまな学びを通して、主体的に社会に働きかけることができる人間性の育成に努めます。

肢体不自由のある児童生徒については、医療の進歩や在宅による支援の進展に伴い、より多くの児童生徒が、自宅から特別支援学校に通学して教育を受けることができるようになりました。

そのような状況の中、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進み、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒数も年々増加しています。現在、特別支援学校に特別非常勤講師として看護師を配置するほか、一定の研修を修了した教員が一定の範囲の中で医療的ケアに関わる体制を整備し、対応しています。

さらに、医師のいない学校においては十分に対応することのできない医行為については、平成27年度から、その一部を、保護者に代わって訪問看護師が行う支援制度も事業化され、活用されています。

今後も看護師の配置を継続するとともに、児童生徒の実態の変化や医療の進展に応じた、学校における医療的ケア体制の整備に努めます。

視覚障害のある幼児児童生徒にとっては、視覚情報の獲得における困難さがあることから、個々の実態に応じた適切な情報提供に基づく学習の展開の工夫が必要となります。教科指導の深化のためにも適切な学習集団の編成と教育課程の編成について工夫すると共に、視覚障害に関する外部の専門家と連携を図りながら学習を展開していきます。

聴覚障害のある幼児児童生徒にとっては、聴覚情報の獲得における困難さがあることから、個々の実態に応じた適切な情報提供に基づく学習の展開の工夫が必要となります。人工内耳や補聴器等の補助的な機器の進歩に

より、聴覚活用が必要な幼児児童生徒から聴覚活用が困難な幼児児童生徒まで、さまざまな実態があります。その中で、的確な指導方法による日本語の獲得を基盤にした教科指導の深化のためにも、適切な学習集団の編制と教育課程の編成について工夫すると共に、聴覚障害に関する外部の専門家と連携を図りながら学習を展開していきます。

病弱特別支援学校に在籍する児童生徒については、従来は慢性疾患による長期入院が必要な児童生徒が中心でしたが、医療体制の変化や児童生徒の病態の変化によって、1カ月から3カ月程度の短期入院、又は繰り返しの短期入院など、在籍期間の様々な児童生徒が増えています。

個々の実態に応じて適切な学習集団の編制と教育課程の編成について工夫していくことが重要であり、学校教育と医療が密接に連携し、相互の相乗効果を目指した学習を展開していきます。

特別支援学校での教育が短期間となる児童生徒については、原籍校と綿密な連携を図り、効果的な教育活動が継続できるように努めます。

障害が重度であるために学校に通学して学習することが困難な児童生徒については、在家庭や病院・施設において訪問教育を行っています。その児童生徒に適した指導回数、指導時間を考慮し、個別的な教育課程を編成し、訪問教育を実施していきます。

(4) 「交流及び共同学習」の推進

「交流及び共同学習」は、障害のある子にとっても障害のない子にとっても、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を持っています。

「交流及び共同学習」の実施に当たっては、家庭と協力し、個々の教育的ニーズに応じた交流を行っていくことが大切です。各学校においては、教育課程上の位置づけ、目的を明確にし、相手校と連携を図りながら計画的・組織的に推進することが必要です。提携校や地域との「交流及び共同学習」では、学校支援地域本部の活用など、地域と協働的に進める方法も効果的です。

特に、居住地域の小学校、中学校における「交流および共同学習」では、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地域の該当学校で学習する仕組みを充実させるために、該当学校に「副次的な籍」を置く仕組みを実践している地方公共団体があります。本県においても、「共生社会」の形成を推進するために、「副次的な籍」を視野に入れた検討を行います。

(5) 地域の支援システム（地域自立支援協議会等）への参画

各市町が組織する、特別な支援の必要な子どもに対する一貫して総合的な支援体制に特別支援学校が積極的に参画し、地域の支援システム（地域自立支援協議会等）の一構成員としてその構築と充実に寄与します。

県教育委員会は、県健康福祉部と連携し、市町における支援システムの機能の充実のため、各市町の教育委員会、障害福祉担当部署、校内で指名されている特別支援教育コーディネーターの代表などが一堂に会する「特別支援体制整備研究協議会」を継続的に開催するとともに、県に設置している障害者自立支援協議会及びその各部会と連携して、県及び市町の支援体制の充実を目指します。

障害のある子どもの支援・指導においては、適切な校内体制・校内組織の中で十分連携を図りながら実施すると共に、地域の教育資源を効果的に活用し進めることが大切です。

また学校の中には、高度な行動障害を有する児童生徒もいることから、医師や心理専門員など専門家との連携を強化します。

(6) 教職員の専門性の向上

教職員は、障害種ごとの専門性や教科指導の専門性を確保し、幼児児童生徒の的確な実態把握の方法や具体的な支援・指導の手立て等について研修することが求められます。その際、外部の専門家と連携して研究を深め、幼児児童生徒の指導に生かすことも有効な方法です。

特に、特別支援教育コーディネーターは、自校の特別支援教育体制を推進するとともに、特別支援学校のセンター的機能を果たすために、幼・小・中・高等学校等からの要請に応じられるよう、発達障害に関する知識・技能、「共生・共育」に向けた関係諸機関や各学校との連絡・調整、学校間のネットワーク構築に向けての専門性を身に付けることが必要です。

これらの研修ニーズに合った研修体制を確立し、すべての教職員がそれぞれの役割に応じた特別支援教育の推進に寄与できるように、専門性の向上に努めます。

また、特別支援教育に関し豊富な経験と専門性を有する教職員を各学校に適切に配置すると共に、教員の採用や教育職員免許法に基づく免許法認定講習等の実施を通して、特別支援学校教諭免許状取得率の向上に努めます。

第2節 地域において障害のある子どもを総合的に支援する体制

1 地域の支援の在り方

乳幼児期から生涯にわたる一貫した総合的な支援

障害のある人が、居住する地域において、地域の一員として、共に生活し活動していくためには、各市町で乳幼児期から生涯にわたる一貫した総合的な支援を行う必要があります。

居住地域における「交流及び共同学習」

特別支援学校や特別支援学級の幼児児童生徒が、居住地域における「交流及び共同学習」を積極的に行うためには、該当児童生徒が、学区内に居住していることを把握し、地域の一員であることを共通理解することが必要です。

(1) 乳幼児期から生涯にわたる一貫した総合的な支援

共生社会を目指し、障害のある人が地域の一員として生活する環境を整え地域で支援を行っていくためには、「共生・共育」の理念を、教育の枠を超えて広げ、各市町で乳幼児期から生涯にわたる一貫した総合的な支援を行う地域の支援システムの中で取り組んでいくことが大切です。

居住地域において災害などの緊急時におけるサポート体制などを作ったり、生涯学習社会の中で地域の活動などの様々な情報を積極的に提供したりするなど、障害のある人が地域の一員として、安全で豊かに暮らすことを支えていく仕組みが求められています。

その一つとして、誕生からのプロフィールや相談・医療履歴等を内容とした相談支援ファイルを作成し活用していくことは、乳幼児期から生涯にわたって途切れることなく適切な支援をしていくために効果的です。また、相談支援ファイルの効果について、保護者に理解、啓発を図るとともに、各関係機関の間で適切に情報を共有できる体制づくりが必要となります。

(2) 居住地域における「交流及び共同学習」

障害のある子どもが、居住地域の一員として、共に暮らし、共に活動し、互いに支えあっていくことが大切です。地域の行事や子ども会の活動、防

災訓練等、さまざまな場面で日ごろから地域の人々と活動を共にし、交流を持つことが必要です。

障害のある子どもの就学については、特別支援学校へ就学すべき制度から、特別支援学校へ就学できる制度となりました。また、同世代の子どもたちが互いの存在を認め合い、学びあう機会として、学校における「交流及び共同学習」が実施され、障害のある子と障害のない子が共に学ぶことを追求する社会づくりに向かって進んでいます。

今後は、幼稚園、小・中学校が、学区に居住する障害のある子どもを地域の子どもの一人として把握することが必要です。そのためには、特別支援学校や特別支援学級に通う児童生徒が、居住する学区の小・中学校に便宜的に「副次的な籍」を置くことが効果的です。

2 地域の支援システムの構築

地域の支援システムの構築

市町においては、障害のある子どもの一貫した支援を行うために、関係機関等が連携して総合的な視点で支援を行う地域の支援システムを構築するための組織（地域自立支援協議会）の充実が必要です。

県、市町における連携する組織

県においては、障害のある子どもへの施策について部局を超えて総合的に協議するための組織として静岡県自立支援協議会を設置しています。また、市町における支援を効果的に実施するための組織として、障害保健福祉圏域を単位とした広域で連携する組織、圏域自立支援協議会の機能強化を推進しています。

(1) 地域の支援システムの構築

市町においては、障害の早期発見、早期療育、就学相談支援、教育相談、生活支援、就労支援など、各ライフステージの支援を総合的に継続して行うために、地域の支援システムを構築することが重要です。

支援が必要な子どもと地域の支援資源・支援システムをつなぐキーパーソンとなるのが各学校に位置づけられた特別支援教育コーディネーターです。特に、地域において核となるコーディネーターを位置づけることは、学校間の支援連携の強化を図るばかりでなく、地域の支援機関との連携や

支援体制の構築に大きく寄与する存在となります。

(2) 県、市町における連携する組織

県においては、部局横断型の「静岡県自立支援協議会」が設置されています。学校教育の分野では、静岡県自立支援協議会学齢部会が機能しており、他の分野では、重心部会、療育部会、就労部会、地域移行支援部会、人材育成部会、発達部会が設置されています。市町における課題や支援のための施策について協議し、一層の支援体制の強化を果たせるよう努めています。

また、圏域自立支援協議会を設置し、圏域内の市町が連携・協力を図り、支援機能の強化を推進しています。

地域の支援システムの充実には、「支援の仕組み」、「支援のツール」、「支援の専門性」が欠かせません。特に発達障害等の支援のニーズは非常に大きいため、その専門性の確保については、県や市町は必要な研修を計画的に実施し、より多くの職員に研修の機会を設定するとともに、研修を受けた内容を伝達したり、具体的なケース研究を行ったり、より実践的な研修を進めることが大切です。

1 これまでの特別支援教育推進のための取り組み

(1) 国（文部科学省）から委嘱された事業

・平成13・14・15年度

「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」

モデル地域 平成13・14年度 御殿場市、掛川市・菊川町、袋井市、浅羽町
平成15年度 伊東市、静岡市、浜松市

内 容 ・医療、保健、福祉、教育、労働等が連携した一貫した支援体制
(連携協議会の設置、相談支援ファイルの検討、情報の共有)

・平成13・14年度

「学習障害児に対する指導体制の充実事業」

モデル地域 平成13・14年度 焼津市

内 容 ・医療、保健、福祉、教育、労働等が連携した一貫した支援体制
(連携協議会の設置、巡回相談・専門家チームを組織、
校内委員会の設置)

・平成15・16年度

「特別支援教育推進体制モデル事業」

モデル地域 平成13・14年度 三島市、島田市、三ヶ日町

内 容 ・医療、保健、福祉、教育、労働等が連携した一貫した支援体制
(連携協議会の設置、巡回相談、専門家チームを組織、
校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名)

・平成17・18・19年度

「特別支援教育体制推進事業」

推進地域 平成17年度 伊豆市、藤枝市、磐田市

平成18年度 伊豆市、下田市、藤枝市、菊川市、磐田市、森町
湖西市、新居町

平成19年度 下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、
西伊豆町、菊川市、掛川市

・平成20・21年度

「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」

グランドモデル地域 平成20年度 菊川市、(小山町、掛川市、吉田町)

平成21年度 菊川市、御前崎市、(小山町、吉田町)

※ () は総合推進地域

・平成22・23年度

「特別支援教育総合推進事業」

グランドモデル地域 平成22年度 小山町、菊川市、御前崎市

平成23年度 小山町、菊川市、御前崎市

- ・平成26～28年度
「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育事業」に係る
「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」
研究指定校 静岡中央高等学校通信制
- (2) 県（各部局と連携）の主な事業
- ・平成16・17・18年度
「LD・ADHD・高機能自閉症等学習支援事業」
指定地域 平成16年度 23市町 平成17年度 16市町 平成18年度 11市町
- 町
- 内 容 各教育事務所に学習相談員（臨床心理士）を配置し、各市町を支援。
- ・平成16・17・18・19・20・21年度
「コーディネーター養成研修」
対象校種 平成16年度～ 小学校・中学校・特別支援学校
平成19年度～ 幼稚園、高等学校
- 内 容 すべての学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を実施。
- ・平成16・17・18・19・20・21年度
「LD、ADHD等スペシャリスト養成研修」
対象校種 特別支援学校
- 内 容 特別支援学校の地域におけるセンター的な役割の理解と、小・中学校等の教員及びLD・ADHD等の幼児児童生徒を支援するための専門的な知識・技能の習得。
- ・平成17・18・19年度
「ボランティア養成講座」
対 象 一般
- 内 容 発達障害等のある子どもを支援する人材の育成。
- ・平成16年度～（継続）
「自閉症・発達障害支援専門講座」
対 象 学校、施設、支援機関等の職員
- 内 容 各地域において、幼児期・学齢期・成人期に至るまでの生涯を通しての療育・教育的支援のための専門的な知識・技能の習得。
※健康福祉部との共催。H25から静岡県発達障害者支援センター主催
- ・平成19年度～（継続）
「高等学校特別支援教育体制研究事業」
指定校種 高等学校、特別支援学校
- 内 容 高等学校（地域の特別支援学校を含む）を県内7地域に編制し、支援のための学校間ネットワークを形成し支援体制の推進するとともに、各地域に学習支援心理アドバイザーを配置し各学校を支援。
- ・平成22年度～平成24年度
「チーフ・コーディネーター養成研修」
対 象 平成22年度 県中・西部地区の小・中学校、高校及、特別支援学校
平成23年度 県東部地区の小・中学校、高校及、特別支援学校
- 内 容 地域（中学校校区）での特別支援教育の核となるチーフ・コーディネーターの役割を担う人材の育成。

静岡県自立支援協議会学齢部会設置要綱

(設置)

第1条 本県における学齢期における総合的な支援の推進を図るために、静岡県自立支援部会に学齢部会を（以下「部会」という。）設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、以下の内容を所掌する。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の充実に関すること
- (2) 学齢期における継続した支援体制の充実に関すること
- (3) 地域療育と特別支援教育との連携に関すること
- (4) 特別支援教育と地域福祉、就労継続支援等との連携に関すること
- (5) その他、学齢期における支援に関する事項

(組織及び運営)

第3条 部会は、医療、労働、福祉、保護者並びに特別支援教育に関して高い見識を有する者等をもって構成する。

- 2 委員は、医療、労働、福祉、保護者並びに特別支援教育に関して高い見識を有する者のうちから、静岡県教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 委員の委嘱期間は、当該年度の3月末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 部会には、委員長及び副委員長を各1人置くこととし、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は、会議を主宰する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 部会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(経費)

第4条 委員の旅費及び報償費は予算の範囲内で県が支払うものとする。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、県教育委員会特別支援教育課に置き、その事務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月16日から施行する。

特別支援教育推進会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 本会は、静岡県における幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校での特別支援教育の包括的な充実を図るために組織する。

(所掌事務)

第2条 本会は、次の事項を所掌する。

- (1) 県内の特別支援教育の基盤が醸成し、その体制が機能するための諸課題について協議、検討し、施策に反映させる。
- (2) 福祉、労働等の関係機関と連携し、一元的な障害児（者）施策の実現が図れるよう、静岡県自立支援協議会学齢部会で調整すべき特別支援教育に係る諸課題について整理する。

(組織及び運営)

第3条 本会は、教育監及び教育委員会関係各課の課長（教育政策課長、社会教育課長、高校教育課長、義務教育課長、特別支援教育課長、静岡県静東教育事務所地域支援課長、静岡県静西教育事務所地域支援課長、静岡県総合教育センター専門支援課長、静岡県総合教育センター総合支援課長）をもって構成する。

2 本会に教育監を座長として置き、会議を招集し、会務を総括する。

3 座長は、必要に応じて本会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会)

第4条 本会の下に、別に定める特別支援教育検討会を置き、特別支援教育の支援体制に関する情報を収集し、この教育の充実について検討する。

(任期)

第5条 本会の構成員の任期は、1年とする。

(事務局)

第6条 本会の事務は、教育委員会特別支援教育課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

特別支援教育検討会設置要項

特別支援教育課

1 目的

平成 17 年 3 月、「静岡県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」からの最終報告を受け、学校教育における障害のある幼児・児童・生徒に対するよりよい支援体制の方向性や方法等を検討し、市町教育委員会や学校に働きかけるための方策等を検討する。

2 検討会の開催および構成員

(1) 検討会は、特別支援教育課長が召集し、開催する。

(2) 検討会は、次にあげる教育委員会関係課の担当者等で構成する。

ア 高校教育課

イ 義務教育課

ウ 特別支援教育課

エ 教育政策課

オ 社会教育課

カ 総合教育センター専門支援課特別支援班

キ 総合教育センター総合支援課小中班 幼児教育センター

ク 静東教育事務所地域支援課

ケ 静西教育事務所地域支援課

(3) 特別支援教育課長は、必要に応じて、上記のアからケの関係課の長を、検討会に召集することができる。

(4) 特別支援教育課長は、必要に応じて、その他必要な者の参加を求めることができる。

3 検討内容

(1) 検討会は、次にあげる事項について検討し、施策案を特別支援教育推進会議（別に定める。以下、「推進会議」。）に提案する。

ア 小学校、中学校における特別支援教育の充実に関すること。

イ 高等学校における特別支援教育の充実に関すること。

ウ 幼稚園等における特別支援教育の充実に関すること。

エ 特別支援学校における指導の充実に関すること。

オ 地域における支援体制の整備に関すること。

カ インクルーシブ教育システム構築に関すること。

キ 共生・共育に関すること。

ク その他必要な事項。

(2) 推進会議で出された課題等について検討する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

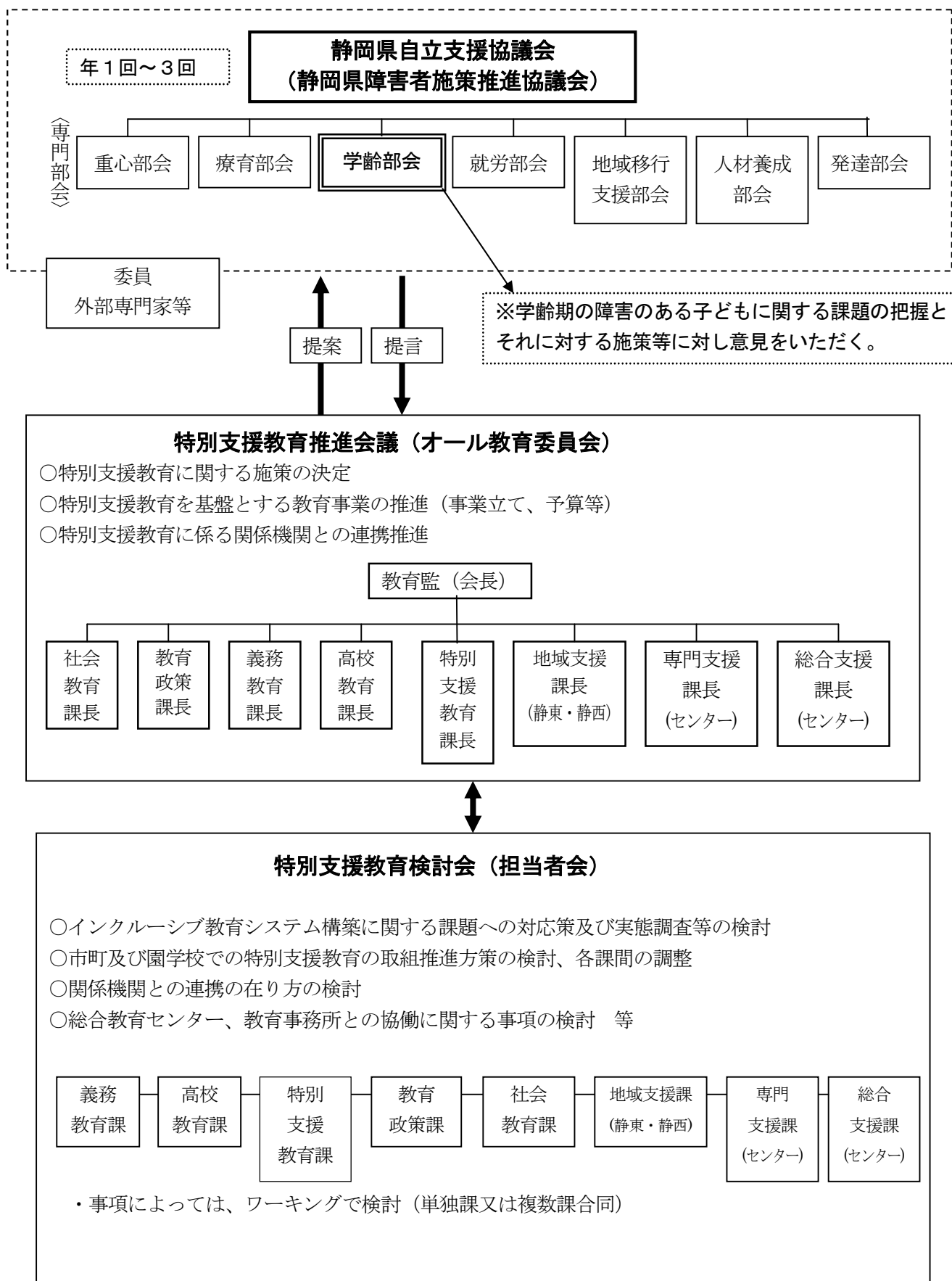
附 則

この改正は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

静岡県の特別支援教育総合推進体制（関係会議等）



平成 27 年度 静岡県自立支援協議会学齢部会 委員名簿

	区分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者	大塚 玲	国立大学法人 静岡大学教育学部 教授
2	医 療	北條 博厚	静岡県立こども病院 名誉院長
3	学識経験者	橋田 憲司	常葉大学教育学部 教授 (元 養護学校長)
4	保護者	佐野可代子	静岡県手をつなぐ育成会 常任理事
5	労 働	池原 智彦	中小企業家同友会障害者問題委員会 委員長 (有) 池原商会 代表取締役
6	労 働	池田 友久	静岡労働局職業安定部職業対策課長
7	保健・福祉	杉山 修	独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター 発達支援室主任

静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について
 —「共生・共育」を目指して— の策定経過

時 期	会 議 等
平成27年 5月	19日 第1回特別支援教育検討会
7月	14日 第2回特別支援教育検討会 24日 第1回特別支援教育推進会議
9月	4日 第1回静岡県自立支援協議会学齢部会
10月	5日 第3回特別支援教育検討会
11月	13日 特別支援教育検討会ワーキング 27日 第2回静岡県自立支援協議会学齢部会
12月	7日 第2回特別支援教育推進会議
平成28年	8日 特別支援教育検討会ワーキング（義務教育）
1月	22日 第3回静岡県自立支援協議会学齢部会
2月	2日 第3回特別支援教育推進会議
3月	8日 第4回特別支援教育検討会
4月	公表（ホームページへの掲載、冊子の配布）

静岡県の特別支援教育の更なる推進に向けて

平成17年3月に「静岡県における今後の特別支援教育の在り方について－共生・共育を目指して－」が報告された後、静岡県教育委員会は、地域における特別支援教育体制を推進し、その核となる特別支援教育コーディネーターを養成し、発達障害のある児童生徒に対する支援に係る研修等を実施してきました。この10年を振り返ると、特別支援教育の理念が広まり、各市町の体制が整備されてきたことを感じます。

共生社会の実現には、周囲の人々が障害に対する理解を進め、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い生きることのできる社会的基盤を形成することが重要です。それには、次代を担う学校教育の場で特別支援教育を推進することが必要不可欠であるということ、障害のある子に関わるすべての人々が共有することが必要です。

今回の特別支援教育の在り方の策定に当たっては、「共生・共育」の理念を浸透させていくこと、それを実現するための各学校段階の支援等を共通する6つの視点から考えました。6つの視点とは、①支援体制の整備 ②多様な学びの環境整備 ③個に応じた指導の充実 ④学校間の連携と「交流及び共同学習」 ⑤関係機関との連携と外部人材の活用 ⑥専門性の向上です。これらは、静岡県教育委員会のこれまでの特別支援教育の取組と、国の動向を踏まえた今後の特別支援教育の推進の方向性を探る中で生まれてきました。すべての学校でより充実した特別支援教育が実施されるためには、共通した視点で考えることが、各学校段階の課題の把握や、学校種を超えたネットワークの構築に有効であると考えました。

今後、静岡県教育委員会は、喫緊の課題である、特別支援学校等の居住地における「交流及び共同学習」の充実のための副次的な籍の検討や、高等学校の特別な教育課程としての通級指導教室の設置等、今回策定された基本的な方針を具体的な施策につなげていき、特別支援教育を更に推進していくことで、静岡県における共生社会の実現に一步でも近づけるよう努めていきます。